

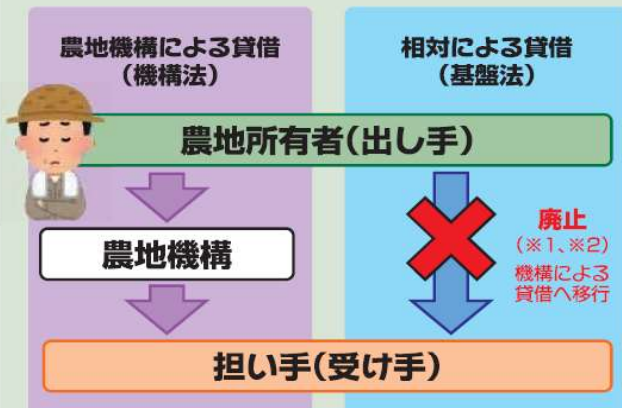
農地の貸借方法が変わります!



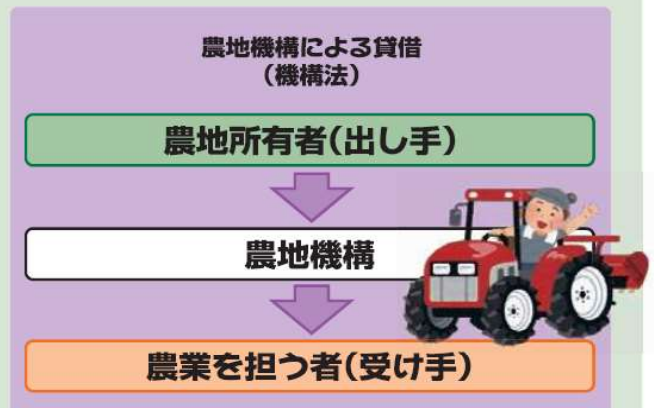
農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されたことから、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は「**農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)**」になります。

- 利用権設定事業(相対)の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画(目標地図)」に基づく、**農地機構による貸借**に移行します。
- 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。(掲載がない場合でも、地域計画(目標地図)を変更すれば貸借を行えます。)

これまでの農地貸借



地域計画策定後の農地貸借^{※3}



- ※1 香川県では、令和7年3月までは、経過措置期間としてこれまでと同様に利用権設定事業(相対)で貸借をする事も可能です。
- ※2 既に利用権設定がされている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。
- ※3 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

「地域計画」とは

農業者の減少や遊休農地の拡大などにより、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、地域で話し合いを行い、目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した計画を地域ごとに市町が策定するもの。農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月までの策定を目指し、各市町で話し合いが進められている。

お問い合わせ先

- ・お住いの各市町農業委員会、農業主務課
- ・(公財)香川県農地機構
TEL:087-816-3955
- ・香川県農政水産部農業経営課
農地マネジメントグループ
TEL:087-832-3408

- 農業委員会を通さない農地の貸し借り(農地法違反の「ヤミ小作」)は、公的な効力がないためトラブルのもとです。農地中間管理事業を積極的に活用しましょう。
- 農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、**令和6年4月から相続登記が義務化**されます。

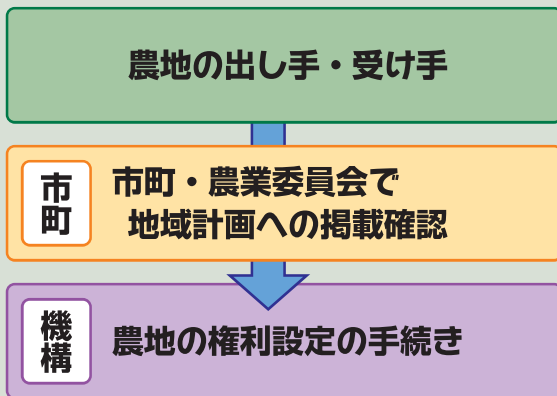
農地中間管理事業を活用しよう!

農地中間管理事業による農地貸借は、離農者や規模縮小農家等から、県知事が指定した（公財）香川県農地機構が農地を借り入れ、意欲ある担い手等にお貸しするもので、平成26年度の事業開始からこれまでに約3,700haの貸借を行っています。

農地機構による農地貸借の仕組み



農地貸借の流れ



相対契約と異なること

- ・ 全て農地機構を通じた貸借となります。
- ・ 賃貸借の場合は、賃料の徴収・支払いは農地機構が代行します。

相対契約と同じこと

- ・ 貸借期間の満了後に継続しない場合、農地は出し手に戻ります。

農地中間管理事業による農地貸借に関する問合せ先

公益財団法人 **香川県農地機構** 電話 087-816-3955 または

お住いの **各市町農業委員会、農業主務課** (宇多津町と琴平町以外は、農地集積専門員が駐在しています)

各市町窓口	電話番号	各市町窓口	電話番号
高松市農林水産課	087-839-2422	土庄町農林水産課	0879-62-7007
丸亀市綾歌市民総合センター	0877-86-5516	小豆島町農林水産課	0879-82-7026
坂出市農林水産課	0877-44-5012	三木町農林課	087-891-3308
善通寺市農林課	0877-63-6412	宇多津町地域整備課	0877-49-8012
観音寺市農業委員会事務局	0875-23-3948	綾川町経済課	087-876-5283
さぬき市農業委員会事務局	087-894-9212	琴平町農政課	0877-75-6709
東かがわ市農林水産課	0879-26-1310	多度津町農業委員会事務局	0877-33-1113
三豊市農業委員会事務局	0875-73-3046	まんのう町農林課	0877-73-0105